

## フランスにおける高等教育質保証の在り方の変化

### — 事前統制から事後評価へ —

大場 淳（広島大学高等教育研究開発センター）

フランスでは、1980年代以降、大学評価を始めとする質保証のための仕組みが様々な形で導入されてきた。2002年のボローニャ・プロセスに基づく教育課程LMDの導入は、質保証の在り方の大きな転機である。同国は国家学位制度を維持しつつも、学位授与権認証(habilitation)を中心とした事前統制から、教育の結果に基づく事後評価に重心を移すこととなった。また、前後して導入された予算組織法(LOLF)は、執行機関の裁量を拡大する一方で事後評価を重視するものであり、LMDによる質保証制度改革はLOLFによっても促進されることとなった。

本研究は、この新たな高等教育の質保証制度の概要とその運用、そこから生じる課題等について検討し、可能な限りにおいて今後の質保証の在り方全般を探るものである。学位授与権認証は我が国の設置基準に共通するものであり、また事後評価の重視は日本の大学改革と同様の手法であって、フランスの経験は我が国にも示唆を与えるものと考えられる。

本要旨では改革の概要及び参考文献（日本語のみ）を記し、当日の発表においてこれらの改革がもたらす影響や質保証にかかる課題等を発表することとしたい。

#### 1. LMDの導入と学位授与権認証(habilitation)制度の改革

ボローニャ・プロセスは、高等教育についての共通枠組を設定する一方で、どのような質保証制度を整備するかは各国の裁量に大幅に委ねている。フランスでは、2002年、欧州高等教育圏に対応した学位構造であるLMDの導入を定めた一連の政省令が制定され、その中で質保証制度の見直しが行われた。国民教育省は、従来同様に学位授与権認証を事前に行うことによって学位及び教育の質を国が保証することを基本としつつも、その枠組(maquettes)を撤廃して大学が自由に教育プログラムを構想できるようにするとともに、評価基準の明確化、教育の実践状況の確認等を行う実施調査委員会の設置などといった改革を行い、事前の統制を緩和して事後的な評価を充実する方向へ転換した。

この改革に対して、学位の価値低下や履修プログラムの差違による不平等に繋がるといった学生等による強い反対はあったものの、LMDへの移行は順次進められ、2005年秋時点でほぼ全て（98%）の大学がLMDを採用した。これによって、学位授与権認証手続を始めとする諸手続は、事後評価により重点を置いた新しい制度下で行われることとなった。更に2006年以降、学位授与権認証を含む四年契約は、新しい予算組織法(LOLF)（後述）の下で締結されることとなり、その実績について自己評価を基礎とした目標管理型の評価が導入されることとなった。

#### 2. 予算組織法(LOLF)の施行と学位授与権認証

学位授与権認証制度は教育の質を担保する機能を有するものであるが、同時に国家にとって必要とされる教育活動が適切に提供されるよう、国が一定の方針を定めて大学に教育プログラム提供を求める手段でもある。学位授与権認証手続には国の行政の一環として行財政全般に関する諸規則が適用され、当該制度は行財政改革の影響を直接に受けることとなる。近年の改革では、ボローニャ・プロセスにほぼ並行して導入された予算組織法(LOLF)が質保証の在り方に根本的な変革をもたらした。

予算組織法(LOLF)は、2001年8月1日に制定された国家予算編成・執行の基本に関する基本法であり、2006年予算から全面施行された。LOLFによる財政改革の目的は、予算の用途をより明瞭にし、

手段の文化を結果と業績の文化に置き換えて、それぞれの活動の担当者が業績について責任を負うこととされる。結果と業績の文化の重視は、大学の裁量拡大や事後評価の充実といった前述の学位授与権認証制度改革の方針と符合している。

国民教育省は、LOLF 導入に伴って大学評価を重要政策の一つに位置付け、契約政策の中で重点的にその充実を図る方針を示した。同省は、これまでの発展契約は LOLF に基づく目標契約となるとし、LOLF がもたらす評価と将来予測の原則に従って契約を締結し、当該契約に業績指標並びに経費分析等を盛り込むこととした。新しい契約政策では、従来は必ずしも重視されてこなかった前期の契約実績が次期契約策定の基礎となり、国の定める指標、契約に盛り込まれる指標、自己評価の指標の三つの指標が重層的に評価に適用されることとなった。

これら一連の評価において最も重視される手順は、大学が自ら取り組む自己評価である。自己評価体制の整備は、LOLF においても明示的に求められており、また、契約の基礎となる全学計画策定に際しても、自己評価の手順等を示した全国大学評価委員会(CNE)の規準書(後述)や欧州の評価団体連合組織である ENQA の規準・指針書等を参照することが大学に対して求められている。自己評価が重視される一方で、しかしながら、国民教育省が詳細に評価指標を設定したことによって、大学がそれのみを重視し、指標化されない事項をおろそかにするといった懸念も生じている。

### 3. 大学評価委員会(CNE)による規準書策定

2003 年秋、ベルリン大臣会合において質保証における第一義的責任が高等教育機関にあるとされたことを反映しつつ、大学評価委員会(CNE)は国民教育研究行政監査総局(IGAENR)とともに、各大学向けに自己評価を行うための規準書を作成した。同書は、その冒頭で「高等教育機関が自己の質保証の仕組みを設けることに寄与するような一連の勧告を集めて整理」したものであるとし、大学における内部評価により重点を置くことを明言している。

CNE の規準書は、ENQA における共通規準策定段階の検討を反映しつつ作成されたものであり、大学の教育研究・管理運営にかかる 302 評価基準が定められている。この規準書に基づく自己評価は CNE に提出され、更に CNE の評価は、LOLF に基づくようになった契約更改(学位授与権認証)に参酌される。但し、実際は CNE の人員不足等によって全大学を評価することは困難のようである。

なお、CNE は、2007 年 3 月、2006 年の研究計画法によって、より広範に教育研究の評価を行う研究・高等教育評価機関(AERES)に統合された。AERES は、既存の評価活動に加えて、新たに大学等の教員評価制度を審査することとしている。その評価の包括性がどのように質保証制度に影響を与えるかが注目される。

### 参考文献

- 大場淳(2007)「ボローニャ・プロセスにおける質保証の枠組構築とフランスの対応—評価の規準(standards/références)を中心に—」広島大学高等教育研究開発センター編『大学改革における評価制度の研究』COE 研究シリーズ 28、広島大学高等教育研究開発センター、45-74 頁。
- 大場淳(2007)「フランスにおける国家予算制度改革と大学への影響—自律性拡大と評価制度整備に向けて—」大学論集第 38 集、103-124 頁。
- 大場淳(2007)「欧米の高等教育システム構築—政策の視点：フランスの高等教育—」広島大学高等教育研究開発センター編『21 世紀型高等教育システム構築と質的保証：FD・SD・教育班の報告』COE シリーズ 26、広島大学高等教育研究開発センター、65-82 頁。
- 大場淳(2006)「フランスの契約政策と全国大学評価委員会(CNE)—日本の国立大学法人化と大学評価との比較—」日仏教育学会年報第 12 号、18-36 頁。